

会社更生法

(平成一四年一二月一三日法律第一五四号)

一、提案理由(平成一四年一一月一五日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣 最初に、会社更生法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の会社更生法は、昭和二十七年に制定されたものであり、昭和四十二年に手続の乱用防止等の観点から一部改正がなされましたが、その後は、特段の見直しがされることなく現在に至っております。

しかし、この間の社会経済情勢の変化は著しく、とりわけ近年は、会社更生法がその利用対象として想定する大規模な株式会社の倒産事件が激増している状況にあります。

このような状況のもとで、現行法の規律する更生手続に対しては、手続開始の申し立てから手続終結に至る各段階の手続が厳格に過ぎ、更生計画の成立に時間がかかり過ぎるとの批判や、企業再建のための手法をより一層整備すべきであるとの指摘等がされております。

そこで、この法律案は、現行法の全部を改正して、経済的に窮境にある株式会社について、その事業の維持更生をより一層合理的かつ機能的に図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、更生事件の土地管轄規定を緩和したことであり、

現行法では、更生事件の申し立ては、更生会社の本店所在地にある地方裁判所にしか許されておりましたが、改正法では、処理体制の整った東京地方裁判所または大阪地方裁判所への申し立てを一般的に認め、管轄裁判所の範囲を拡大しております。

第二は、更生手続開始前における更生会社の財産保全の措置を充実させたことでもあります。

更生事件の申し立てがされ、債権者の強制執行等により、手続開始前に更生会社の財産が散逸するおそれがありますが、改正法では、債権者の強制執行等を全面的に禁止する包括的禁止命令の制度を創設するなどして財産保全の措置を充実しております。

第三は、更生手続の開始要件を緩和したことでもあります。

現行法では、裁判所が更生手続開始の決定をするには、更生の見込みがあるか否かを判断しなければなりません。改正法では、手続開始の遅延を防ぐため、裁判所によるこのような経営的予測判断は不要としております。

第四は、更生手続開始後の手続を簡素かつ合理的なものに改めたことでもあります。

更生手続が開始されると、更生会社の債務の総額を確定し、その財産状況を調査した上、更生計画を立案し、債権者の多数の同意を得てその成立を図るという一連の手続が必要となります。改正法では、これらの手続をできる限り簡素かつ合理的なものに改めて、その迅速化を図っております。

第五は、更生計画案の早期の提出を義務づけたことでもあります。

現行法では、管財人等が更生計画案を裁判所に提出する期限について特段の規律はご

ざいませんが、改正法では、更生計画案の提出期限を更生手続の開始から原則として一年以内と限定することとしております。

第六は、更生計画案の可決要件を緩和したことであります。

現行法における更生計画案の可決要件は厳格に過ぎるとの批判があることから、改正法では、更生計画の早期成立を図るために、更生計画案の可決要件を緩和しております。

第七は、更生会社の再建のための手法を整備したことであります。

改正法では、担保権の設定された物件の早期売却等を容易にする担保権消滅制度や手続の早期段階における営業譲渡を裁判の許可により認める制度等を設けて、企業再建のための手法をより強化しております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

……………（略）……………

以上が、これら法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告（平成一四年一月二八日）

山本有二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、経済的に窮境にある株式会社について、その事業の維持更生をより一層合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄規定を緩和し、更生手続開始前における更生会社の財産保全の措置を充実させ、更生手続の開始要件を緩和するとともに、更生手続開始後の手続についても簡素かつ合理的なものに改め、あわせて、関係法律の規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

両案は、去る十二日本委員会に付託され、十五日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日から質疑に入り、二十二日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、二十六日質疑を終局し、討論、採決の結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、会社更生法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月二六日）

政府は、本法の施行に当たり、次の点につき格段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、内容、民事再生法との相違等について、関係団体はじめ広く国民に周知徹底されるよう努めること。
- 二 新しい更生手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。
- 三 更生手続において選任される管財人の適任者の確保等の方策について、必要な措置

をとるよう努めること。

四 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応については、現在、政府において検討を進めているガイドラインを早急に策定するとともに、施行後、当該問題の実態把握に努めた上で、法的措置を含め必要な検討を行うこと。

五 第四十六条の規定による営業譲渡については、更生会社の事業の更生のために必要である場合にのみ行われるものであることを周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう配慮すること。

六 倒産時における賃金債権、退職金債権等の労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位について検討を進め、所要の見直しを行うこと。

七 更生手続における社内預金の保護措置が変更されたことにかんがみ、その変更点について使用者ならびに労働者に周知徹底されるよう努めること。

八 労働債権の保護については、多様化する労働形態に対応して十分な配慮がなされるよう周知徹底に努めること。

三、参議院法務委員長報告（平成一四年一二月六日）

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、会社更生法案は、社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある株式会社の事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄の緩和、更生手続開始前における更生会社の財産保全措置の充実、更生手続の開始原因の緩和、更生計画案の早期提出及び可決要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、現在の経済状況と会社更生法の位置付け、裁判所の人的・物的体制整備の必要性、労働債権の優先順位見直しの必要性、営業譲渡における労働者保護の在り方等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事、社会民主党・護憲連合の福島委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

続いて、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、会社更生法案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一二月五日）

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法の趣旨、内容、他の倒産手続との相違等について、司法関係者、経済団体、労

- 働団体等のほか、一般の国民にも周知徹底がなされるよう努めること。
- 二 更生手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判官に対する研修の充実等を含め裁判所の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。
 - 三 第十五条の規定による文書等の支障部分の閲覧等の制限は、更生債権者等の利害関係人に対する情報開示の重要性にかんがみ、安易に許容されるべきものではないことを周知徹底すること。
 - 四 更生手続における管財人については、適任者を確保する方策に関し、必要な措置をとるよう努めるとともに、旧経営者を管財人に選任する場合には、経営者のモラルハザードが生じないよう十分配慮されるべきことを周知徹底すること。
 - 五 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応については、現在、政府において検討を進めているガイドラインを早急に策定し、その周知を図るとともに、当該問題の実態把握に努めた上で、法的措置を含め検討を行うこと。
 - 六 第四十六条の規定による営業譲渡に関しては、更生会社の事業の更生のために必要である場合にのみ行われるものであることについて周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう十分配慮をすること。
 - 七 倒産法制全体の手続における労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位については、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえ、諸外国の法令等も勘案し、所要の見直しを行うこと。
 - 八 更生手続における社内預金について、共益債権として請求できる範囲が変更されたことにかんがみ、その趣旨、内容等について使用者並びに労働者に周知徹底することにより、その保護に努めること。
 - 九 労働債権の確保については、多様化する労働形態に対応して十分な配慮がなされるよう周知徹底に努めること。
- 右決議する。